



消防職員委員会 Q & A



Q 1

意見の提出はどのように行えばいいの？

Answer

委員会開催前に、事務局（委員会庶務を担当する部署）から全職員に対し、意見提出期間が示されます。提出期間中に、意見を所定の様式により作成し、「意見取りまとめ者」を経由して事務局へ提出してください。ただし、意見取りまとめ者を経由することに支障がある場合には、直接事務局へ提出することもできます。なお、意見は記名で提出する必要がありますが、**意見取りまとめ者を経由する場合に限り、事務局への提出は匿名にすることができます。**

Q 2

意見取りまとめ者って？

Answer

意見取りまとめ者は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき、消防長が指名します。意見取りまとめ者は、職員から提出された意見を取りまとめて事務局へ提出するほか、意見提出する際に事務局に対して補足説明をするなど、**職員が意見を出しやすくなるために設置されています。**なお、意見取りまとめ者が、意見を審議の対象とするか否か判断することはできません。

Q 3

意見を提出して不利益になることはある？

Answer

不利益になることがないよう、**委員会審議に当たっては、意見提出者の氏名を明らかにしないこととする取扱いが適当**としているほか、意見取りまとめ者や事務局の職員は、**意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬようにすること**としています。なお、消防長と委員長は、「職員が意見を提出しやすい環境づくり」「委員会の公正性の確保」「委員会の透明性の確保」に努めなければならないこととされています。

Q 4

意見を提出した後の流れはどうなっているの？

Answer

意見提出者と意見取りまとめ者の双方に対し、会議を開く日までに、**当該意見を審議の対象とするか否か（対象外とする場合は、その理由を含む）が通知され、委員会開催後は、審議結果と当該結果に至った理由が通知されます。**（意見取りまとめ者を経由して匿名で意見を提出した職員には、意見取りまとめ者からその内容が伝達されます。）
なお、**職員全員に対しては、消防長に対する意見を含めた審議の概要が周知されます。**

Q 5

一度審議された意見は、再提出できないの？

Answer

一度提出して審議された意見を次年度以降に**再提出しても差し支えありません。**例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うこともできます。

Q 6

委員会の会議はいつ開催すればいいの？

Answer

委員会の会議は、**毎年度1回以上開催すること**としています。各消防本部においては、**提出意見の内容・件数等や審議に要する時間、業務の繁閑の状況に応じて、適切かつ十分な審議を進めることが重要です。**また、**意見提出がなくても、円滑な運営を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として開催すること**としています。

消防職員委員会

令和7年5月27日から制度の一部が変わりました。



消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的としています。

令和7年7月 総務省消防庁 消防・救急課

要確認!!



これまでの通知等を掲載した「消防職員委員会」特設ページ(消防庁ホームページ内)はこちら →
URL(https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/syobosyokuin_iinkai/iinkai.html)

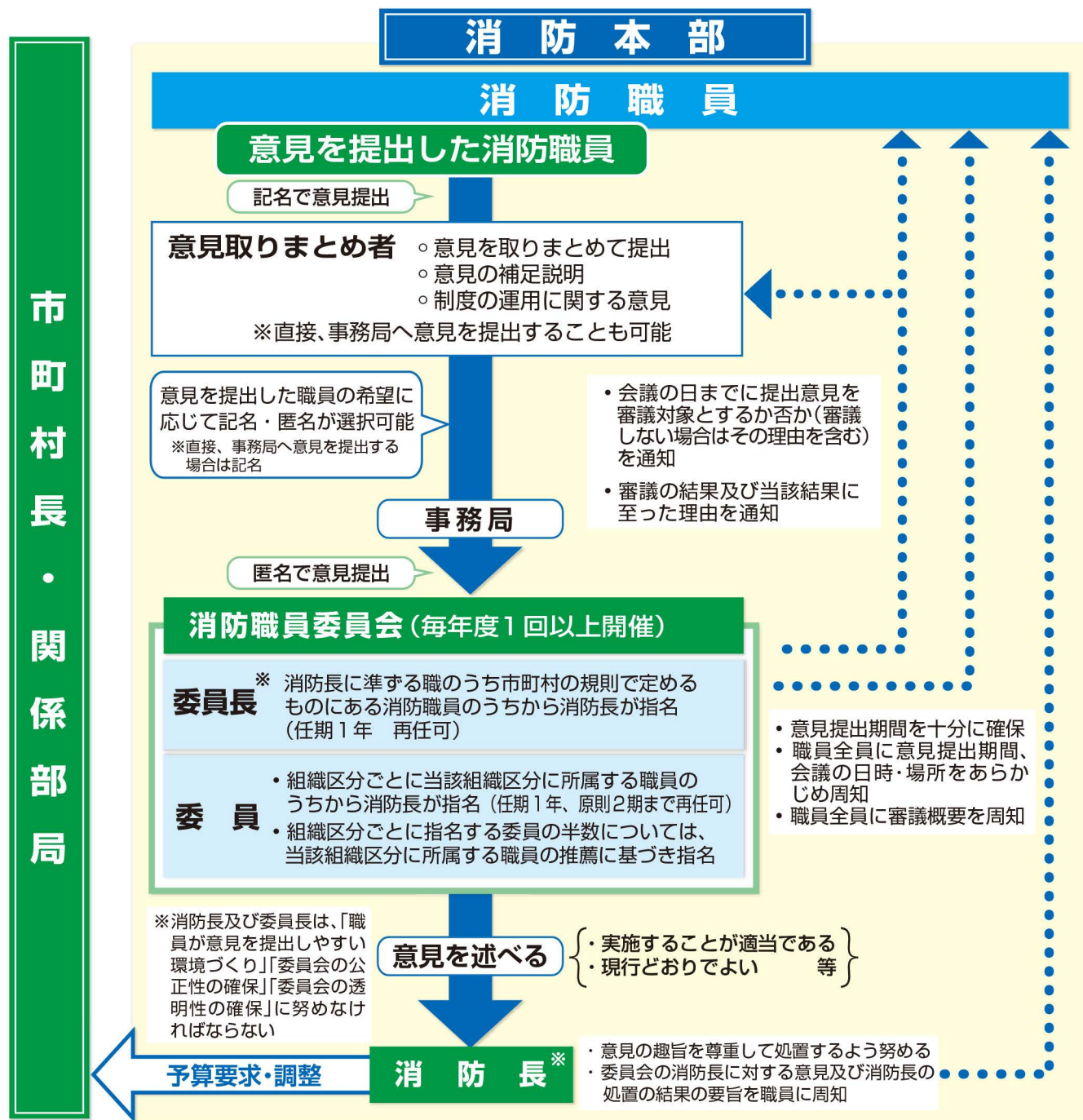


改正内容

委員会制度の適切な運営を一層推進するため、消防職員委員会の組織及び運営の基準(平成8年消防庁告示第5号。以下「告示」という。)が令和7年5月27日に改正され、同日から施行されています。これにより、委員会の会議は、毎年度1回以上開催することとされました(改正後の告示第7条第1項)。

これを踏まえ、委員会の会議について、任意の時期での開催や複数回開催など各消防本部において、柔軟にご対応いただくようお願いしています。

消防職員委員会の概要



消防職員委員会は、消防組織法第17条に基づく制度です。
皆さんの意見で、働きやすい職場をつくっていきましょう。



意見提出ができる項目

- 以下の①～③の項目に該当するものであれば、幅広く意見を提出できます。
- 提出した意見については、制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることとされ、審議しない場合には、意見提出者に理由が示されます。

① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

- 例**
- 賃金その他給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
 - 昇任及び懲戒等の基準
 - 労働に関する安全、衛生及び災害補償
 - 職場環境、レクリエーション等

② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

- 例**
- 制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽等
 - 空気呼吸器、携帯無線機等

③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

- 例**
- 消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
 - 消防車両、消防資機材等

令和5年度は、5,171件の意見について審議されました。また、令和4年度において審議された意見4,690件のうち、1,327件が既に実施されています。これまでに実施に至った主な意見は、以下のとおりです。

勤務条件等に関すること

- 緊急消防援助隊の出動に係る手当の創設
- 日勤救急隊の創設
- ハラスメント研修の実施
- 大型免許取得の公費助成
- 定年引上げ制度の周知
- ドローン操縦者の増員

被服及び装備品に関すること

- マタニティウェアの導入
- アポロキャップの生地の変更
- クールビズの通年化
- 災害活動時のウェアラブルカメラの導入

消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

- 女性用施設(仮眠室、浴室等)の整備
- 指令スピーカーの増設
- 救急車の接触防止センサーの導入
- WEB会議用機器の導入